



埼玉県報

第189号
令和3年(2021年)
3月9日
火曜日

目次

訓令

- 職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令（人事課）
- 教育局等の職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令（教委・総務課）

管理規程

- 埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程（公営企業・総務課）
- 埼玉県下水道局職員就業規程の一部を改正する規程（下水道管理課）

告示

- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 家畜伝染病予防法第5条に基づく検査の実施（畜産安全課）
- 家畜伝染病予防法第6条第1項の規定による告示（畜産安全課）
- 九郷阿保領用土地改良区の土地改良事業（維持管理事業）計画の変更の認可（農村整備課）
- 蓮田都市計画下水道事業白岡公共下水道の事業計画の変更認可（下水道事業課）
- 幸手都市計画下水道事業杉戸公共下水道の事業計画の変更認可（下水道事業課）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路の位置の指定（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 令和3年3月1日現在における選挙人名簿登録者数の50分の1の数等について（選挙管理委員会）

埼玉県訓令第一号

訓令

本 庁

地 域 機 関

埼玉県労働委員会事務局

埼玉県収用委員会事務局

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月九日

埼玉県知事 大野 元裕

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

職員の勤務時間に関する規程（昭和二十七年埼玉県訓令第十八号）の一部を次のように改正する。

附則第六項中「新型コロナウイルス感染症対策（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症に関する対策をいう。）」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の対策」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

訓 令

埼玉県教育委員会訓令第一号

埼玉県教育局

県立教育機関

教育局等の職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月九日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

教育局等の職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

教育局等の職員の勤務時間に関する規程（昭和四十年埼玉県教育委員会訓令第三号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「新型コロナウイルス感染症対策（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症に関する対策をいう。）」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の対策」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第一号

埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月九日

埼玉県公営企業管理者 高 柳 三 郎

埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程

埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程（平成十年埼玉県公営企業管理規程第十号）の一部を次のように改正する

附則第三項中「新型コロナウイルス感染症対策（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症に関する対策をいう。）を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の対策」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第三号

埼玉県下水道局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月九日

埼玉県下水道事業管理者 今 成 貞 昭

埼玉県下水道局職員就業規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道局職員就業規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「新型コロナウイルス感染症対策（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症に関する対策をいう。）」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の対策」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

告示

埼玉県告示第二百二十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和三年三月九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）フォルテ上之

埼玉県熊谷市上之字町田二千百三十八番一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

(1) 交通問題について

ア 説明資料NO1から4（既存）の出入口については一方通行の説明であり、安全に配慮された良い方法だと思いますが、お客様への周知はどのようにするのでしょうか。

イ 現状は、お客様は好きな方向から入って好きな方向から出ています。特にNO3の出入り口は、事故処理と思われる警察官を何回も見ました。警察と十分に協議して交通安全に配慮願います。

(2) 雨水対策（内水浸水対策）について

ア 畑が舗装になり浸透していた雨水は下流に流れると思います。下流側に内水浸水履歴の場所があります（熊谷市防災ハザードマップ・エリア5）。雨が降ると道路が冠水しています。影響はないですか。

二 縦覧期間

令和三年三月九日から令和三年四月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

告示

埼玉県告示第二百二十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、家畜又はその死体の所有者に対し、同項に規定する監視伝染病の検査を次のとおり受けることを命ずる。

令和三年三月九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 実施の目的

牛のブルセラ症、結核、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症、アカバネ病、牛ウイルス性下痢及び牛伝染性リンパ腫、馬の馬伝染性貧血及び馬パラチフス、豚の豚熱、アフリカ豚熱、オースキー病及び豚繁殖・呼吸障害症候群、家きんの高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ並びに蜜蜂の腐蛆病（モ）の発生予防及び予察

二 実施する区域

県内全域

三 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

イ ブルセラ症、結核及びヨーネ病

県内で飼育している牛のうち、家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号。五のイにおいて「省令」という。）第九条第二項第一号から第四号までに掲げる牛でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

ロ 伝達性海綿状脳症

牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第六条第一項の規定による届出の対象となる牛の死体でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

ハ アカバネ病、牛ウイルス性下痢及び牛伝染性リンパ腫

県内で飼育している牛でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

ニ 馬伝染性貧血及び馬パラチフス

県内で飼育している馬でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

ホ 豚熱及びアフリカ豚熱

(1) 県内で飼育している豚及びいのししでその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

(2) 県内で捕獲し、又は死亡した野生のいのしし

へ オーエスキー病及び豚繁殖・呼吸障害症候群

県内で飼育している豚及びいのししでその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

ト 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ

県内で飼育している家さんでその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

チ 腐蛆^そ病

県内で飼育している蜜蜂でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

四 実施の期日

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間において実施の対象となる家畜若しくはその死体の所在地又は野生のいのししの捕獲若しくは死亡場所を管轄する家畜保健衛生所の長の定める日

五 検査の方法

イ ブルセラ症、結核、ヨーネ病及び伝達性海綿状脳症

省令別表第一に定める方法

ロ アカバネ病及び牛ウイルス性下痢

(1) 中和試験検査

(2) その他の検査

ハ 牛伝染性リンパ腫

(1) エライザ法による検査

(2) その他の検査

ニ 馬伝染性貧血

(1) エライザ法による検査

(2) 寒天ゲル内沈降反応検査

(3) その他の検査

ホ 馬パラチフス

(1) 凝集反応検査

(2) その他の検査

ヘ 豚熱

(1) 臨床検査

(2) エライザ法による検査

(3) その他の検査

ト アフリカ豚熱

(1) 臨床検査

(2) その他の検査

チ オーエスキー病

(1) エライザ法による検査

(2) ラテックス凝集反応検査

(3) その他の検査

リ 豚繁殖・呼吸障害症候群

(1) エライザ法による検査

(2) その他の検査

ヌ 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ

(1) ウイルス分離検査

(2) 血清抗体検査

(3) その他の検査

ル 腐蛆そ病

(1) 臨床検査

(2) その他の検査

六 その他

実施に関する細目については、実施の対象となる家畜若しくはその死体の所在地又は野生のいのししの捕獲若しくは死亡場所を管轄する家畜保健衛生所の長の指示による。

告 示

埼玉県告示第二百三十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条第一項の規定により、豚及びいのししの所有者に対し、次のとおり実施する監視伝染病の注射を受けることを命ずる。

令和三年三月九日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 実施の目的
豚熱の発生の予防
- 二 実施する区域
県内全域
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
県内で飼育している豚及びいのししでその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの
- 四 実施の期日
令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間において当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所の長の定める日
- 五 注射の方法
皮下又は筋肉内注射
- 六 その他
実施の細部については、当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所の長の指示による。

告示

埼玉県告示第二百三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の土地改良区の土地改良事業（維持管理事業）計画の変更を令和三年三月四日認可した。

令和三年三月九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

九郷阿保領用土地改良区

二 事務所の所在地

児玉郡神川町

告 示

埼玉県告示第二百三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和五十年埼玉県告示第千四百六十九号で告示した蓮田都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和三年三月九日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 施行者の名称
白岡市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
蓮田都市計画下水道事業白岡公共下水道
- 三 事業施行期間
昭和五十年十一月四日から令和七年三月三十一日まで
- 四 変更に係る事業地
イ 汚水
 (1) 収用の部分
 変更なし
 (2) 使用の部分
 変更なし
ロ 雨水
 (1) 収用の部分
 変更なし
 (2) 使用の部分
 変更なし

告 示

埼玉県告示第二百三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和五十六年埼玉県告示第千三百二十号で告示した幸手都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和三年三月九日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 施行者の名称
杉戸町
- 二 都市計画事業の種類及び名称
幸手都市計画下水道事業杉戸公共下水道
- 三 事業施行期間
昭和五十六年九月一日から令和七年三月三十一日まで
- 四 変更に係る事業地
 - イ 汚水
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし
 - ロ 雨水
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和三年三月九日

埼玉県川越建築安全センター所長 松 井 直 行

一 許可番号

令和三年二月十五日

指令川建セ第〇二〇〇六二号

二 検査済証番号

令和三年三月五日

川建セ第〇二〇一〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県大里郡寄居町大字用土字森南百三十三番一の一部（一工区）

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県大里郡寄居町大字用土百三十三番地一

社会福祉法人 俊仁会 理事長 井上 昌俊

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和三年三月九日

埼玉県川越建築安全センター所長 松 井 直 行

第二号	指定番号
建築基準法 第四十二条 第一項第五号	指定に係る 道路の種類
令和三年三月 四日	指定の年月日
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保（元上南畑分） 字永久保四千九番二十三	指定に係る道路の位置
十八・〇四	指定に係る 道路の延長 （単位メートル）
四・二〇	指定に係る 道路の幅員 （単位メートル）

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和三年三月九日

埼玉県川越建築安全センター所長 松 井 直 行

一 許可番号

令和三年三月三日

指令川建セ第〇二〇〇八一号

二 検査済証番号

令和三年三月五日

川建セ第〇二〇一三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字今宿字辻百十四番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡鳩山町大字小用二十七番地

株式会社大道産業 代表取締役 松本 繁身

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和三年三月九日

埼玉県越谷建築安全センター所長 志 村 宏

一 許可番号

令和三年二月十日

指令越建セ第〇一〇四四一号

二 検査済証番号

令和三年三月五日

越建セ第三九六一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字百間千百三十八番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町字東百二十七番地七

栗原 純一

告示

埼玉県選管告示第九号

令和三年三月一日現在の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数及び三分の一の数は、次のとおりである。

令和三年三月九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一二三、〇二三人

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項における選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

八六八、八九〇人

三 地方自治法第八十条第一項における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあっては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区

数

南第一区 草加市	六九、二八九人
南第二区 川口市	一四七、五二〇人
南第三区 さいたま市西区	二五、九一二
南第四区 さいたま市北区	四一、二〇九人
南第五区 さいたま市大宮区	三三、一二七人
南第六区 さいたま市見沼区	四五、五九五人
南第七区 さいたま市中央区	二八、四四八人
南第八区 さいたま市桜区	二六、六五〇人
南第九区 さいたま市浦和区	四五、三三九人
南第十区 さいたま市南区	五二、三〇六人

南第十一区	さいたま市緑区	三四、八五二人
南第十二区	さいたま市岩槻区	三一、六九八人
南第十三区	上尾市・伊奈町	七六、五三六人
南第十四区	桶川市	二一、三一七人
南第十五区	北本市	一九、〇二四人
南第十六区	鴻巣市	三三、三七六人
南第十七区	志木市	二一、〇二二人
南第十八区	新座市	四五、八三二人
南第十九区	蕨市	二〇、〇二七人
南第二十区	戸田市	三六、九〇一人
南第二十一区	朝霞市	三八、九一六人
南第二十二区	和光市	二二、九五三人
西第一区	所沢市	九六、八四五人
西第二区	入間市	四一、五二四人
西第三区	飯能市	二二、六二四人
西第四区	狭山市	四二、七八八人
西第五区	ふじみ野市・三芳町	四一、九九〇人
西第六区	富士見市	三一、〇九二人
西第七区	川越市	九七、七八九人
西第八区	日高市	一五、五三〇人
西第九区	毛呂山町・越生町・鳩山町	一六、九九二人
西第十区	坂戸市	二七、八三一人
西第十一区	鶴ヶ島市	一九、六〇九人
西第十二区	東松山市・川島町・吉見町	三六、二四五人
西第十三区	滑川町・嵐山町・小川町・ときがわ町	二一、九六三人
北第一区	秩父市	一七、四三〇人
北第二区	横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町・東秩父村	一一、一四八人
北第三区	本庄市・神川町・上里町	三三、七五七人
北第四区	深谷市・美里町・寄居町	五二、二八五人
北第五区	熊谷市	五五、〇七六人
東第一区	行田市	二二、七七二人
東第二区	羽生市	一五、一六〇人
東第三区	加須市	三一、六七一人
東第四区	久喜市	四三、〇六七人

東第五区	蓮田市	一七、五七四人
東第六区	白岡市・宮代町	二四、三六五人
東第七区	春日部市	六六、三七七人
東第八区	越谷市	九五、五三一人
東第九区	八潮市	二五、一六四人
東第十区	三郷市	三九、一二六人
東第十一区	幸手市・杉戸町	二七、一一八人
東第十二区	吉川市・松伏町	二七、九一三人